

議題 1 令和 4 年度事業報告について

1 男女共同参画審議会の開催

(1) 令和 4 年度第 1 回熊谷市男女共同参画審議会

- 日 時 令和 4 年 5 月 27 日 (金) 午後 2 時
場 所 緑化センター 研修室
内 容 ① 会長及び副会長の選出について
② 令和 3 年度事業報告について
③ 令和 4 年度事業計画について
④ 令和 3 年度男女共同参画推進センター利用状況について
⑤ 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査について

(2) 令和 4 年度第 2 回熊谷市男女共同参画審議会

- 日 時 令和 4 年 10 月 7 日 (金) 午後 2 時
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 第 17 回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
② 第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン 令和 3 年度年次報告について

(3) 令和 4 年度第 3 回熊谷市男女共同参画審議会

- 日 時 令和 5 年 2 月 9 日 (木) 午後 2 時
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ① 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査報告について
② 第 2 次熊谷市男女共同参画推進計画の改訂に向けたスケジュールについて

2 男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

(1) 「第 17 回熊谷市男女共同参画推進表彰」の実施

- 募集方法 市報 6 月号及び市ホームページ掲載、チラシ配布、ポスター掲示等
表彰式 令和 4 年 11 月 12 日 (土) 第 43 回フォーラムくまがや 2022
被表彰者 ・医療法人 いのクリニック
・熊谷観光ゴルフ株式会社
・加藤 道子 氏
・八木 奈都子 氏

(2) 「第 43 回フォーラムくまがや 2022」の開催

- 日 時 令和 4 年 11 月 12 日 (土) 午後 1 時

場 所 文化センター文化会館
内 容 ① 第17回熊谷市男女共同参画推進表彰
② 講演
講師：守屋 智敬 氏
(一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所 代表理事)
演題：「アンコンシャス・バイアスを知る、気づく、対処する
～ひとりひとりがイキイキと暮らすために～」
参加者数 約130人

(3) 「女と男のセミナー」の開催

日 時 令和4年5月28日、6月4日、11日(土) 午後1時30分
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 「毎日の暮らしを楽しく防災仕様に」
第1日 「毎日の暮らしにすぐ役立つアウトドア防災講座
～地震・水害・ハザードマップの読み方～」
第2日 「水害で早期避難ができますか？
～分散避難と早期避難について～」
第3日 「古い常識で支援していませんか？
～支援者が知っておくべきこと～」
講 師 あんどう りす 氏 (アウトドア防災ガイド)
参加者数 延べ65人 (女性58人、男性7人)

(4) 「男性セミナー」の開催

日 時 令和5年2月23日(木・祝) 午前10時
場 所 熊谷市スポーツ・文化村くまびあ 人工芝グラウンド
内 容 「親子サッカー教室」
講 師 ちふれ AS エルフェン埼玉
参加者数 34人 (女性8人、男性26人、親子17組)

(5) 「男女共同参画に関する職員研修」の開催 (書面開催)

受講期間 令和5年2月6日(月)～2月28日(火)
内 容 「男女共同参画推進基礎講座」(県政出前講座資料を活用)
受講者数 副課長相当職の職員72人

(6) 「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体(公民館、学校、PTA等)へ配信
実施講座数 13講座
参加者数 918人(女性479人、男性439人)
※資料1-1(P20)及び1-2(P21)参照

(7) ^{ひと}女と^{ひと}男の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数 各71,500部

配布先 市内全戸、市内企業（従業員数47人以上）、医師会、歯科医師会等

① 第34号

発行日 令和4年9月1日

内容 特集「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み・偏見）を知っていますか？」ほか

② 第35号

発行日 令和5年3月1日

内容 特集「男女共同参画社会の実現に向けて 市民意識調査を実施！～市民の意識は変わったのか？～」ほか

(8) 「男女共同参画パネル展」の実施

With Youさいたまからの借用パネル

第1回

期間 令和4年6月1日（水）～6月12日（日）（12日間）

場所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース

展示内容 「災害と男女共同参画」

第2回

期間 令和5年2月4日（土）～2月18日（土）（15日間）

場所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース

展示内容 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」

(9) 「男女共同参画宣言都市懸垂幕」の掲出

期間 令和4年6月1日（水）～6月30日（木）

場所 市庁舎正面

(10) 「パープルライトアップ」の実施

期間 令和4年11月14日（月）～24日（木）

場所 熊谷駅正面口（北口）駅前広場

内容 女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで実施。女性に対する暴力根絶と、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められている。

(11) 熊谷市男女共同参画推進庁内会議の開催（書面開催）

時 期	令和5年2月
内 容	① 審議会等の委員への女性登用率について ② 「くまがや男女共同参画推進プラン」進捗状況の概要について ③ 第2次熊谷市男女共同参画推進計画の改訂に向けたスケジュールについて ④ 男女共同参画チェックシートについて ⑤ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインについて
委員数	73人

(12) 市報への記事掲載

① お知らせ

・DV相談のお知らせ	奇数号
・女（ひと）と男（ひと）のセミナー参加者募集	5月号
・男女共同参画週間（パネル展）について	6月号
・男女共同参画推進表彰候補者募集	6月号
・男女共同参画に関する市民意識調査について	8月号
・女性の参画状況について	9月号
・令和4年度「埼玉県荻野吟子賞」候補者募集	9月号
・ひまわり編集員募集	9月号
・フォーラムくまがや2022について	10月号
・DV相談機関のお知らせ	11月号
・パープルライトアップのお知らせ	11月号
・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集	12月号
・ステップアップセミナー参加者募集	1月号
・男性セミナー参加者募集	1月号
・男女共同参画パネル展	2月号
② わがまち熊谷のできごと	
・男女共同参画推進表彰	1月号

3 社会活動への参画促進事業

(1) 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

日 時	令和5年2月4日、11日、18日（土）午後1時30分
場 所	男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容	第1回「女性のためのライフプラン～人生3大資金と準備について～」 第2回「積み立てNISA・iDeCo まるわかりセミナー」 第3回「デジタル化が叶える、女性の自分らしい働き方」

講師 第1・2回 和知 健次 氏 (ファイナンシャルプランナー)
第3回 堤 香苗 氏 (株式会社キャリア・ママ代表取締役)
参加者数 女性 延べ54人

(2) 共催事業

① 「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催 (埼玉労働局との共催)

日時 令和5年1月13日 (金) 午後1時30分
場所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内容 「パートタイム・有期雇用で働くならば知っておきたい重要ポイント」
ほか

講師 埼玉労働局職員
参加者数 セミナー 12人 (女性10人、男性2人)
個別相談 2人 (女性2人)

② 「在宅ワーカー育成セミナー」の開催 (埼玉県女性キャリアセンター等との共催)

日時 令和4年9月5日 (月) 午前10時
場所 WEBまたはサテライト会場(埼玉県女性キャリアセンター「With You
さいたま」)

内容 「在宅ワークの基本ポイント」ほか
講師 株式会社キャリア・ママ代表取締役 堤 香苗 氏
参加者数 90人

③ 「就職支援セミナー」の開催 (埼玉県女性キャリアセンター等との共催)

日時 令和4年10月28日 (金) 午前10時
場所 さいしん熊谷本町ビル
内容 「sheup!女性の「働く」を応援するイベント in 熊谷」
講師 小島 慶子 氏 (エッセイスト/東京大学大学院情報学環客員研究員)
参加者数 60人

④ 「女性プチ起業支援セミナー (WEBセミナー)」の開催 (市商工業振興課との共催)

WEB型式 (YouTube上での動画による講義) による開催。全4テーマ。

動画公開期間 令和5年1月15日 (日) ~ 3月15日 (水)
内容 「実例に学ぶ『プチ起業』の成功法」ほか
講師 上岡 実弥子 氏
(株式会社キャラウィット代表取締役、中小企業診断士) ほか
参加者数 女性23人

(3) 「くまがや共同参画を進める会」の支援

- ① 補助金の交付 18万円
- ② 情報の提供・主催事業への参加

・情報紙「たより第37号、第38号」発行

・第1回事業

令和4年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議

『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へ』を視聴

[令和4年6月28日(火)]

・第2回事業

講演会 ①「くまがや地域通貨研究会20年の軌跡」

講師 特定非営利活動法人くまがや地域通貨研究会

代表理事 出浦 尚明 氏

②「今どきの性教育」

講師 埼玉県助産師会熊谷地区 木内 真美 氏

[令和5年2月15日(水)]

(4) 審議会等委員への女性登用の推進状況調査実施及び登用促進

女性登用率29.7% (令和4年4月1日現在)

※資料2(P22)参照

4 DV相談等への対応

配偶者等からの暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を拒む要因となる問題に関する悩みへの対応。

(1) 相談業務(年間)

① 相談	181件	457回
うちDV相談	112件	249回
② 弁護士相談	8件	8回
③ 臨床心理士相談	2件	2回
④ 一時保護	1件	

(2) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付件数 10人 20件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する保護命令 0件
(第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数)

(3) 熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催

① 令和4年度第1回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

日 時 令和4年10月6日(木) 午前10時

内 容 ・熊谷市DV対策庁内連絡会議の役割
・熊谷市のDV相談状況について

・DV被害者等の個人情報保護について

委員数 16人

② 令和4年度第2回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議

日時 令和5年2月20日（月）午後2時

内容 ・熊谷警察署管内における相談状況
・男女共同参画室におけるDV被害者への支援について

委員数 16人（欠席者 3人）

(4) ドメスティック・バイオレンス被害者等緊急一時避難支援事業の実施

DV被害者等の避難に柔軟に対応するため、平成29年度から、一時的に避難するための費用を補助する支援制度を整備。

（対象者）市内に居住し、又は市内に避難してきた被害者等のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 緊急かつ一時的な保護又は避難が必要と市長が認める者
- ② 一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者等からの金銭の援助が受けられない等、現に経済的に困窮している者
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する施設等において、一時保護を受けることができない者

補助件数 0件

(5) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金用DV等被害申出受理確認書受付

（令和4年3月1日～令和4年9月30日）

令和4年度 受付件数 1件

(6) コロナ禍におけるDV相談窓口等の周知・啓発

市ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」内に、DV相談窓口について掲載

- ・ハートピア相談室（熊谷市配偶者暴力相談支援センター）
- ・DV相談+（内閣府設置メール等による24時間相談受付）
- ・DV相談ナビ#8008（内閣府設置全国共通短縮ダイヤル、発信地に近い相談機関につなぐ）
- ・埼玉県配偶者暴力相談支援センター
- ・熊谷警察署

(7) 共催事業

心理教育プログラム「びーらぶ」（埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課との共催）

- ①就学前コース（年中・年長相当）5回ショートコース

日 程：令和4年11月27日（日）
12月18日（日）
令和5年1月8日、22日、29日（日）
2月12日（日）

場 所：さいたま市

参加人数：3組

②小学校低学年コース（1～3年）5回ショートコース

日 程：令和4年7月3日（日）、18日（月・祝）、24日（日）
8月7日（日）、21日（日）
9月4日（日）

場 所：さいたま市

参加人数：6組

③小学校高学年コース（4～6年）5回ショートコース

日 程：令和4年 9月18日（日）
10月 2日（日）、9日（日）、23日（日）、30日（日）
11月 6日（日）

場 所：さいたま市

参加人数：3組

5 関係機関主催事業及び研修会等への参加

- ・令和4年度第1回市町村男女共同参画担当職員研修会
（埼玉県男女共同参画推進センター） 4月22日
- ・DV被害者支援担当者研修1（埼玉県婦人相談センター） 4月26日・4月27日
5月10日・5月11日
- ・令和4年度市町村男女共同参画・DV対策担当課長会議
（埼玉県人権・男女共同参画課）Zoom開催 5月31日
- ・熊谷市DV相談担当者研修 6月17日
- ・第1回配偶者暴力相談支援センター連絡会議（埼玉県婦人相談センター）
7月 7日
- ・令和4年度自殺未遂者対応研修会（熊谷保健センター） 7月15日
- ・熊谷市子育て世代包括支援センター庁内連携会議（熊谷市こども課） 7月29日
- ・熊谷市職員人権問題研修（職員課）書面開催 8月1日～9月30日
- ・熊谷市要保護児童対策地域協議会実務者会議（熊谷市こども課） 8月17日
- ・男女共同参画の視点による災害対応研修（国立女性会館）動画配信
9月21日～10月14日
- ・第1回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議 10月 6日

- ・令和4年度自殺予防ゲートキーパー養成講座（熊谷保健センター） 10月25日
- ・DV被害者支援担当者研修2（埼玉県婦人相談センター） 10月27日
- ・人権教育・啓発リーダー研修（（一財）埼玉人権・同和センター） 11月25日
- ・埼玉・北関東ブロック 男女共同参画センターに関する意見交換会
（内閣府男女共同参画局総務課） 11月28日
- ・子どもの心のケア研修会（埼玉県人権・男女共同参画課） 動画配信
12月6日・12月7日
- ・令和4年度第1回利用者懇談会（埼玉県男女共同参画推進センター） 12月8日
- ・令和4年度DV被害者支援実務者研修会（埼玉県北部福祉事務所） 12月12日
- ・団体スタッフフォローアップ研修会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信 1月25日・2月3日
- ・令和4年度埼玉県荻野吟子賞表彰式（埼玉県主催・熊谷市共催） 1月30日
- ・令和4年度デートDV防止学校教育関係者研修会
（埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課） オンライン研修 2月2日・2月3日
- ・令和4年度DV加害者対策研究会（埼玉県人権・男女共同参画課）
動画配信 2月2日・2月4日・2月13日
- ・全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
（厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室） 動画配信 2月3日
- ・熊谷市自殺予防対策連絡協議会会議（熊谷保健センター） 2月16日
- ・第2回熊谷市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議 2月20日
- ・おとなの性教育（埼玉県男女共同参画推進センター） 動画配信 3月13日
- ・令和4年度第2回利用者懇談会（埼玉県男女共同参画推進センター） 3月13日
- ・DV被害者等相談・支援に係る婦人相談員連絡会議（埼玉県婦人相談センター）
3月23日

6 熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査の実施

男女共同参画に関する市民の意識と実態等を把握し、「第2次熊谷市男女共同参画推進計画（2019年度～2028年度）」の中間年における見直しに向けての基礎資料とするとともに、今後の男女共同参画施策の推進に反映させていくことを目的として実施。

- (1) 調査対象
熊谷市在住の18歳以上の男女 3,000人（男女各1,500人）
- (2) 対象者の抽出方法
住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- (3) 調査方法
郵送配布・郵送回収による郵送調査法（礼状兼督促状1回送付）

(4) 調査期間

令和4年8月1日～令和4年8月31日

(5) 調査項目

- ① 回答者の属性
- ② 男女平等について
- ③ 家庭生活について
- ④ 子育て・介護について
- ⑤ 学校教育について
- ⑥ 就労について
- ⑦ 人権について
- ⑧ DV（ドメスティック・バイオレンス）について
- ⑨ 社会参画について
- ⑩ 男女共同参画の推進について
- ⑪ 自由記述

議題2 令和5年度事業計画（案）について

男女共同参画推進センター「ハートピア」を拠点施設として、女性も男性も、互いにその人権を尊重しつつ、責任をも分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて、実効性のある施策を展開し、市民及び事業者に男女共同参画の意識を根付かせていくことを目指します。

1 男女共同参画審議会の開催

- (1) 令和5年度第1回熊谷市男女共同参画審議会
日 時 令和5年5月30日（火） 午後3時
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ①令和4年度事業報告について
②令和5年度事業計画について
③令和4年度男女共同参画推進センター利用状況について
④熊谷市男女共同参画推進計画の改訂について

- (2) 令和5年度第2回熊谷市男女共同参画審議会
時 期 令和5年10月予定
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 ①第18回熊谷市男女共同参画推進表彰の被表彰者の選考について
②第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン 令和4年度年次報告について
③熊谷市男女共同参画推進計画の改訂について

- (3) 令和5年度第3回熊谷市男女共同参画審議会
時 期 令和5年11月予定
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 熊谷市男女共同参画推進計画の改訂について

- (4) 令和5年度第4回熊谷市男女共同参画審議会
時 期 令和6年2月予定
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内 容 熊谷市男女共同参画推進計画の改訂について

2 男女共同参画社会実現に向けた啓発事業

- (1) 「第44回フォーラムくまがや2023」の開催
日 時 令和5年11月25日（土） 午後1時～

場 所 文化センター文化会館
内 容 ① アトラクション
② 第18回熊谷市男女共同参画推進表彰
③ 講演

(2) 「女と男のセミナー」の開催

日 時 令和5年6月3日、10日、17日（土）午後1時30分
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
内容・講師 第1日 「実家の片づけ術 ～元気なうちに快適に～」
第2日 「人生100年時代を生き抜く片づけ術」
第3日 「自然治癒力を活かした耳ツボ健康法」
第1日・2日 渡部 亜矢 氏（（一社）実家片づけ整理協会）
第3日 水野 純子 氏（きれいプロジェクト（株））

(3) 「男性セミナー」の開催

時 期 令和6年2月予定
場 所 未定
内容・講師 未定

(4) 「男女共同参画に関する職員研修」の開催

時 期 令和5年10月31日（火）
場 所 熊谷市役所603会議室東
内容・講師 「多様性社会を認め合う～誰もが生きやすい社会を目指して～」
櫻木 彩人 氏（ちふれLGBTQ+アンバサダー）

(5) 「男女共同参画講座配信事業」の実施

市内の団体（公民館、学校、PTA等）へ配信 ※資料3（P23）参照

(6) 女と男の情報紙『ひまわり』の発行

発行部数 各71,500部

配布先 市内全戸、市内企業（従業員数47人以上）、医師会、歯科医師会等

① 第36号

発行日 令和5年9月1日

内 容 未定

② 第37号

発行日 令和6年3月1日

内 容 未定

(7) 「男女共同参画パネル展」の実施

- ① 期 間 令和5年6月2日(金)～10日(土)(9日間)
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース
展示内容 「わたしたちの声をもっと社会へ」
(With Youさいたまからパネル借用)
- ② 期 間 令和5年度後期(10日間程度)
場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」情報・交流スペース
展示内容 未定 (With Youさいたまからパネル借用)

(8) 「男女共同参画宣言都市懸垂幕」の掲出

- 期 間 令和5年6月1日(木)から6月30日(金)まで
場 所 市庁舎正面

(9) 「パープルライトアップ」の実施

- 時 期 令和5年11月予定
場 所 熊谷駅正面口(北口)駅前広場
内 容 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)に、女性に対する暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンにちなんで実施。女性に対する暴力根絶と、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められている。

(10) 市報掲載

① お知らせ

- | | |
|---------------------------|------|
| ・DV相談のお知らせ | 奇数号 |
| ・女(ひと)と男(ひと)のセミナー参加者募集 | 5月号 |
| ・男女共同参画パネル展 | 6月号 |
| ・男女共同参画週間について | 6月号 |
| ・男女共同参画に関する市民意識調査の結果について | 6月号 |
| ・男女共同参画推進表彰候補者募集 | 7月号 |
| ・ステップアップセミナー参加者募集 | 8月号 |
| ・女性の参画状況について | 9月号 |
| ・令和5年度「埼玉県荻野吟子賞」候補者募集 | 9月号 |
| ・男女共同参画パネル展 | 9月号 |
| ・ひまわり編集員募集 | 10月号 |
| ・フォーラムくまがや | 10月号 |
| ・DV相談機関のお知らせ | 11月号 |
| ・埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー参加者募集 | 11月号 |
| ・パープルライトアップのお知らせ | 11月号 |

- ・パートタイム・有期雇用労働セミナー参加者募集 12月号
- ・男女共同参画審議会委員募集 12月号
- ・男性セミナー参加者募集 1月号
- ② わがまち熊谷のできごと
 - ・男女共同参画推進表彰 1月号

3 社会活動への参画促進事業

(1) 主催事業

「ステップアップセミナー」の開催

時 期 令和5年9月予定
 場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
 内容・講師 未定

(2) 共催事業

① 「パートタイム・有期雇用労働セミナー」の開催（埼玉労働局との共催）

時 期 令和6年1月予定
 場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
 内 容 「パートタイム・有期雇用で働くならば知っておきたい重要ポイント」
 ほか
 講 師 埼玉労働局職員

② 「就職支援セミナー」の開催（埼玉県女性キャリアセンターとの共催）

時 期 令和5年12月予定
 場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室
 内容・講師 未定

③ 「女性プチ起業支援セミナー・個別相談会」の開催（市企業活動支援課との共催）

ア 支援セミナー 全4回
 時 期 未定
 内 容 「実例に学ぶ『プチ起業』の成功法」ほか
 イ ワンポイントセミナー・個別相談会 全5回
 時 期 未定
 内 容 「1人起業の宣伝・営業」ほか
 場 所 日本政策金融公庫熊谷支店会議室
 講 師 上岡 実弥子 氏
 （株式会社キャラウィット代表取締役、中小企業診断士）ほか

(3) 「くまがや共同参画を進める会」の支援

(ア)補助金の交付

(イ)情報の提供・主催事業への参加

・情報紙「たより第39号、第40号」発行

(4) 審議会等委員への女性登用の推進

(5) 女性人材リストの拡充

4 DV相談等への対応

配偶者等からの暴力（DV）を中心とする暴力被害に伴う夫婦間の問題など、男女共同参画社会の実現を阻む要因となる問題に関する悩みへの対応

(1) 相談業務（年間）

① DV相談

月曜日～金曜日及び第1・第3土曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前9時～午後5時15分

女性相談員（婦人相談員）による対応

② 弁護士による相談（予約制）

2か月に1回 1時間30分（30分×3件）

午前10時00分～午前11時30分

③ 臨床心理士による相談（予約制）

毎月1回 午前9時～午後4時

④ 保健師による相談（予約制）

毎月2回 午後1時30分～午後3時30分

(2) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力被害者保護に関する証明の交付

(3) ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議の開催

時 期 令和5年7月予定

場 所 男女共同参画推進センター「ハートピア」会議室

内 容 DVの現状及び支援連携について

(4) 共催事業

心理教育プログラム「びーらぶ」（埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課との共催）

①就学前コース（年中・年長相当）5回ショートコース

日 程：令和5年11月12日（日）、26日（日）

12月17日（日）

令和6年 1月14日（日）

2月11日（日）

場 所：久喜市

②小学校低学年コース（1～3年）5回ショートコース

日 程：令和5年7月23日（日）

8月6日（日）、20日（日）

9月10日（日）、24日（日）

場 所：さいたま市

③小学校高学年コース（4～6年）5回ショートコース

日 程：令和5年 9月 3日（日）、17日（日）

10月 1日（日）、9日（月・祝）、29日（日）

場 所：さいたま市

(5) 民生委員へのDV相談窓口等の周知・啓発

日 程 未定

5 関係機関主催事業及び研修会等への参加

令和4年度同様、関係機関主催事業及び研修会等への参加を予定

6 第2次熊谷市男女共同参画推進計画の改訂

第2次熊谷市男女共同参画推進計画（2019年度～2028年度）の中間年における見直しのため改訂。

議題3 熊谷市男女共同参画推進センター利用状況について

令和4年度男女共同参画推進センター会議室利用状況

令和5年3月31日 現在

	年・月	利用可能 日数	利用 日数	利用率	利用可 能回数	利用 回数	稼働率	利用金額	市内 回数	市外 回数	営業無 回数	営業 回数	取 消		プロジェ クター 回数
													件数	納付額	
会 議 室	R4.4	30	17	56.7%	90	28	31.1%	156,550	23	5	27	1	4	0	2
	5	31	18	58.1%	93	35	37.6%	185,850	25	10	34	1	3	0	3
	6	30	19	63.3%	90	37	41.1%	209,000	31	6	34	3	0	0	1
	7	31	18	58.1%	93	44	47.3%	268,800	41	3	44	0	0	0	0
	8	31	13	41.9%	93	20	21.5%	104,750	14	6	19	1	7	0	3
	9	30	21	70.0%	90	34	37.8%	245,150	21	13	31	3	2	0	3
	10	31	18	58.1%	93	32	34.4%	208,850	14	18	20	12	1	0	6
	11	30	23	76.7%	90	38	42.2%	313,500	14	24	29	9	14	0	8
	12	28	19	67.9%	84	36	42.9%	232,450	26	10	35	1	0	0	6
	R5.1	28	16	57.1%	84	26	31.0%	176,500	13	13	24	2	6	0	5
	2	28	18	64.3%	84	35	41.7%	129,350	28	7	33	2	2	0	5
	3	31	27	87.1%	93	58	62.4%	353,550	48	10	52	6	0	0	6
計		359	227	63.2%	1,077	423	39.3%	2,584,300	298	125	382	41	39	0	48

※ 利用金額は、調定額・収入済額とは異なります。

議題4-1

第2次男女共同参画推進計画改訂スケジュール

区分	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会									12/中旬 全員協議会 計画案説明			計画書 配布
男女共同 参画審議会		5月 第1回審議会 開催					第2回審議会 (素案審議)	第3回審議会 諮問		第4回審議会 答申		
市民									パブリック コメント 募集			
庁内 策定 組織	経営戦略会議						中間報告 素案説明・ 意見聴取			パブコメ 結果報告		
	推進担当課		内容修正		内容確認							
	庁内会議					作業部会		庁内会議				
	男女共同参画室	素案作成					調整					最終調整、計画決定 (市長決裁)

計画の体系(案)

基本理念	基本目標	主要課題	施策の方向	
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる 男女共同参画宣言都市 熊谷	I 男女にまなびあう ～人権尊重の視点に立った 男女共同参画の意識づくり～	1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供 (3) メディア等における男女の人権の尊重	
		2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実	
		3 生涯を通じた心身の健康づくり	(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	
	II 男女に かがやく ～あらゆる分野 における 男女共同参画 の推進～	i 【熊谷市女性活躍推進計画】 男女がともに 活躍できる 環境づくり	4 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 (2) ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境づくり (3) 女性の就業・起業等に対する支援
			5 子育て・介護への支援	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実
		6 政策・方針決定過程等における男女共同参画の推進	(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進 (2) 女性の人材育成の充実	
		ii 家庭や地域・ 社会活動での 男女共同参画 の推進	7 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進
			8 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 (3) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (4) 国際社会に対する理解
	III 【熊谷市DV防止基本計画】 男女にいつくしむ ～配偶者等からの 暴力の根絶に向けた 社会づくり～	9 DV防止に向けた啓発活動の充実	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発活動の推進 (2) 若年者に対する予防啓発の推進	
		10 被害者等への相談・支援体制の充実	(1) 早期発見への取組の推進 (2) 相談体制の充実 (3) 庁内及び庁外の関係機関との連携 (4) 自立に関する支援の充実	

令和4年度 熊谷市男女共同参画講座 実施状況（実施順）

令和5年3月31日現在

実施順	開催日		時間	申込者・催しの名称	開催場所	講師(数字は累次回数)		講座No.	謝金	謝金支払	参加者人数			備考
											女	男	合計	
1	令和4年6月30日	木	10:00～11:30	吉岡公民館 ヨガで心も身体も健康に！ みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	吉岡公民館	根岸 智子	①	24	16,000円	主催者 市男女	9	4	13	
2	令和4年7月7日	木	10:00～11:35	吉岡公民館 ヨガで心も身体も健康に！ みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	吉岡公民館	根岸 智子	②	24	16,000円	主催者 市男女	10	3	13	
3	令和4年11月17日	木	13:30～15:00	「ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座」	中条公民館	根岸 智子	③	23	16,000円	主催者 市男女	13	0	13	
4	令和4年11月29日	火	15:00～15:50	玉井中学校 (1年生 性教育講座)	玉井中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	①	6	16,000円	主催者 市男女	62	48	110	
5	令和4年12月8日	木	13:40～15:00	三尻中学校 (2年生 性教育講座)	三尻中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	②	6	16,000円	主催者 市男女	87	80	167	
6	令和5年1月18日	水	13:30～14:30	別府中学校 (1年生 性教育講座)	別府中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	③	6	16,000円	主催者 市男女	28	28	56	
7	令和5年1月20日	金	13:30～15:00	「ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座」	奈良公民館	根岸 智子	④	23	16,000円	主催者 市男女	21	3	24	
8	令和5年2月3日	金	14:45～15:45	奈良中学校 (1年生 性教育講演会)	奈良中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	④	6	16,000円	主催者	30	23	53	
9	令和5年2月7日	火	14:00～14:50	熊谷東中学校 (1年生 性教育講演会)	熊谷東中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	⑤	6	16,000円	主催者 市男女	55	63	118	
10	令和5年2月8日	水	13:55～14:45	妻沼西中学校 (1年生 性教育講演会)	妻沼西中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	⑥	6	16,000円	主催者 市男女	46	46	92	
11	令和5年2月10日	金	13:45～14:35	大里中学校 (2年生 性教育講演会)	大里中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	⑦	6	16,000円	主催者 市男女	33	38	71	
12	令和5年2月28日	火	13:20～15:30	大麻生中学校 (2年生 性教育講演会)	大麻生中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	⑧	6	16,000円	主催者 市男女	25	35	60	
13	令和5年3月17日	金	14:55～15:45	荒川中学校 (2年生 性教育講演会)	荒川中学校	熊谷地区助産師会 (中島 桂子)	⑨	6	16,000円	主催者	60	68	128	
参加者人数合計											479	439	918	

令和4年度 男女共同参画講座配信事業 講座メニュー

No.	テ マ	講 師	
1	男女共同参画社会形成へのチャレンジ	立正大学名誉教授 原 田 壽 子	
2	近代日本における学校教育と「保育」の歴史 ージェンダーの視点からー	立正大学教授 志 村 聡 子	☆
3	幼稚園教育要領・保育所保育指針とは	立正大学教授 志 村 聡 子	☆
4	SDGs（持続可能な開発目標）から学ぶジェンダー平等	女性史研究家 山 内 恵	*
5	女性の視点から歴史を読み解いてみよう	女性史研究家 山 内 恵	*
6	生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく教えましょう～	熊谷地区助産師会	
7	スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合しましょう～	熊谷地区助産師会	
8	孫育て講座	熊谷地区助産師会	
9	更年期イキイキ講座 ーこころとからだのトリセツー	熊谷地区助産師会	
10	ママにもパパにも聞いてほしい 帝王切開がわかる講座	まんなかタイムス	
11	ひとやすみ心理学「女ともだちの心理学」	まんなかタイムス	
12	社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの？～	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
13	働きながらの子育て	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
14	かしこく健康に生きる・・・ ～「口のケア」と「足のケア」を考えて、人生の終わりまで、自立していきましょう～	立正大学名誉教授 原 田 壽 子	
15	男女共同参画基礎講座（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	
16	災害・防災と男女共同参画（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	
17	知っていますか？デートDV（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	
18	知って得する身近な法律 ～男女共同参画の視点から～	弁 護 士 加 藤 道 子	
19	知っておきたい税金の話 ～暮らしに役立つ税金の知識～	税 理 士 藤 野 佳 子	
20	知っておきたい相続の話 ～暮らしに役立つ相続の知識～	税 理 士 藤 野 佳 子	
21	年金について学ぼう ～今、問題になっていること～	特定社会保険労務士 木 村 美 知 子	
22	これってセクハラ？あれがパワハラ？	弁 護 士 加 藤 道 子	
23	ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子	
24	ヨガで心も身体も健康に！みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子	

- ☆が付いているものは、新設の講座です。その他、テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
- 講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日（年末年始及び祝日を除く。）の9時から17時までです。ただし、*が付いているものについては、それ以外のご要望の相談に応じます。また、1回の講座の開催時間は、2時間までです。

審議会等の委員への女性登用率の推移

熊谷市の目標値
40%

埼玉県の目標値 (目標年度)
42%(R8年度末)

基準日	法律・条例に基づく附属機関、並びに法律に基づく委員会及び委員における女性の登用率 (休止中の機関は含まない。)			
	熊谷市 (女性の委員数/委員総数)	県内市町村	熊谷市の順位 (県内40市中)	埼玉県
H30. 4. 1	26. 6% (160/601)	27. 4%(27. 6%)※	24位	38. 8%
H31. 4. 1	27. 3% (164/600)	28. 0%(28. 1%)※	25位	39. 1%
R2. 4. 1	27. 0% (155/575)	28. 3%(28. 4%)※	26位	38. 7%
R3. 4. 1	27. 8% (161/579)	28. 5%(28. 6%)※	23位	39. 3%
R4. 4. 1	29. 7% (174/586)	28. 8%(28. 9%)※	18位	40. 2%

※県内市町村の登用率()は広域圏で設置している審議会等を含む登用率。(埼玉県男女共同参画課年次報告)

令和5年度 男女共同参画講座配信事業 講座メニュー

No.	テ マ	講 師	
1	男女共同参画社会形成へのチャレンジ	立正大学名誉教授 原 田 壽 子	
2	郷土の偉人 荻野吟子	立正大学教授 志 村 聡 子	☆
3	幼稚園教育要領・保育所保育指針とは	立正大学教授 志 村 聡 子	
4	時代を先駆ける女子教育の先導者、津田梅子	女性史研究家 山 内 恵	☆
5	生きていくためにとても大切な性教育 ～小さなころから、明るく、楽しく、正しく教えましょう～	熊谷地区助産師会	
6	スキンシップで楽しい子育て ～ベビーマッサージをしながら、子育てを語り合しましょう～	熊谷地区助産師会	
7	孫育て講座	熊谷地区助産師会	
8	更年期イキイキ講座 一こころとからだのトリセツ	熊谷地区助産師会	
9	社会の宝として子どもを育てる ～子育ては親だけのもの？～	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
10	働きながらの子育て	埼玉県家庭教育アドバイザー	*
11	かしこく健康に生きる・・・ ～「口のケア」と「足のケア」を考えて、人生の終わりまで、自立していきましょう～	立正大学名誉教授 原 田 壽 子	
12	男女共同参画基礎講座（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	*
13	災害・防災と男女共同参画（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	*
14	知っていますか？デートDV（埼玉県・県政出前講座）	埼玉県男女共同参画推進センター （With You さいたま）	*
15	おひとり様の老後	弁 護 士 野 村 恵 子	☆
16	知っておきたい税金の話 ～暮らしに役立つ税金の知識～	税 理 士 藤 野 佳 子	
17	知っておきたい相続の話 ～暮らしに役立つ相続の知識～	税 理 士 藤 野 佳 子	
18	年金について学ぼう ～今、問題になっていること～	特定社会保険労務士 木 村 美 知 子	
19	職場のハラスメント	弁 護 士 野 村 恵 子	☆
20	ポイントをつかんで3分間で元気いっぱい！ 基礎からラジオ体操講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子	
21	ヨガで心も身体も健康に！みんな大丈夫！やさしいヨガ講座	フリーアナウンサー／ヨガインストラクター ラジオ体操指導員 根岸 智子	

- ☆が付いているものは、新設の講座です。その他、テーマ・内容等を一部変更した講座があります。
- 講座の開催可能時間帯は原則として月曜日から金曜日（年末年始及び祝日を除く。）の9時から17時までです。ただし、*が付いているものについては、それ以外のご要望の相談に応じます。また、1回の講座の開催時間は、2時間までです。

熊谷市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 130 号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国内における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策等について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者

に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市の施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
- (2) 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じる場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずること。
- (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に実施している市民及び事業者の表彰等を行うこと。
- (8) 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

(相談)

第11条 市は、性別による差別的な取扱い等に関し、市民及び事業者から相談があった場合には、適切に対応するものとする。

(拠点施設の設置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

(熊谷市男女共同参画審議会)

第13条 男女共同参画を推進するため、熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 公募による市民

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

熊谷市男女共同参画審議会規則

平成17年10月1日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例（平成17年条例第130号）第13条第1項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

熊谷市女性活躍推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第23条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、熊谷市女性活躍推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 女性の活躍の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の任期は平成30年3月31日までとする。